

以降、三重県産廃条例に基づく説明義務に関する参考資料

元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (1)

解体工事の元請業者の皆さまへ

令和2年10月1日より

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度

が始まります!

解体工事が始まるまでに

産廃条例に基づき発注者に説明等を行う義務があります!

元請業者は、書面にて、発注者に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの
 - ① 発生見込量
 - ② 予定処分先
 - ③ 予定処分方法
 - ④ 処理費用

説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。



解体工事が終わったら

産廃条例に基づき発注者に報告等を行う義務があります!

元請業者は、発注者に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- 電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。



*元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同等の内容が記載された書面により報告します。

※1.2 元請業者とは、工事の発注者(=注文者)から直接解体工事を請け負った建設業を営む者であり、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理責任(=排出事業者責任)は元請業者にあります。県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが、こうした解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(=産廃条例)の一部を改正しました。

法律(平成12) 延床面積 80

条例改正時に作成した解体工事の「元請業者向け」チラシ

県は元請業者が条例の義務に違反した場合、元請業者に対し**勧告・公表**を行うことがあります

勧告

勧告の内容

- 説明又は報告、その他必要な措置を講ずべきことを勧告

勧告の対象

- 発注者に説明や報告をしなかったとき。
- 発注者に虚偽の説明や報告をしたとき。
- 交付した書面(説明や報告)の写しを保存しなかったとき。

公表

公表の内容

- 勧告の内容、元請業者の氏名又は名称

※県は公表前に元請業者から意見を聞きます。

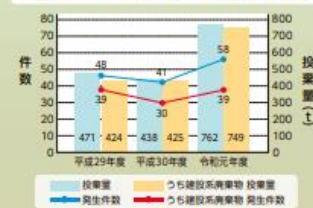
公表の対象

- 勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき。



解体工事に伴って発生した産業廃棄物の処理責任は、元請業者にあります!

三重県における廃棄物の不法投案件数等



写真は、県内における建設系産業廃棄物の不法投棄

この資料に関する問い合わせ先

令和2年6月作成

三重県環境生活部産業廃棄物対策局廃棄物監視・指導課
 〒514-8570 三重県津市広町13
 TEL: 059-224-2388 FAX: 059-222-8136
 E-mail: kanshi@pref.mie.lg.jp

産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページを参照ください。



<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>

元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (2)

解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等の制度

が始まります!

令和2年10月1日に施行されています。

解体工事が始まるまでに

※1 産廃条例に基づき発注者に説明等を行う義務があります!

元請業者は、書面にて、発注者に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物の種類
- 産業廃棄物の種類ごとの
 - ① 発生見込量
 - ② 予定処分先
 - ③ 予定処分方法
 - ④ 処理費用

説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。



元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (3)

解体工事が終わったら

※3 産廃条例に基づき発注者に報告等を行う義務があります！

元請業者は、発注者に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨を記載した書面による報告をして、内容の確認を受けてください。

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し
- 電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。



*元請業者が自ら処分を行った場合は、マニフェストと同等の内容が記載された書面により報告します。

※1、2 元請業者とは、工事の発注者(=注文者)から直接解体工事を請け負った建設業を営む者であり、解体工事に伴い発生する産業廃棄物の処理責任(=排出事業者責任)は元請業者にあります。県内における産業廃棄物の不法投棄の多くが、こうした解体工事に伴い発生する産業廃棄物である実態を踏まえ、県では、排出事業者責任の更なる徹底に繋げることを目的として、令和2年3月に三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例(=産廃条例)の一部を改正しました。

※3 発注者への「説明義務」及び「報告義務」の対象となる解体工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第2条第3項第1号の解体工事であって、同法第9条第1項の対象建設工事(建物の解体:延床面積80㎡以上、工作物の解体:請負金額500万円以上)であるものです。

元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (4)

県は元請業者が条例の義務に違反した場合、
元請業者に対し **勧告・公表** を行うことがあります

勧告

勧告の内容

- 説明又は報告、その他必要な措置を講ずべきことを勧告

勧告の対象

- 発注者に説明や報告をしなかったとき。
- 発注者に虚偽の説明や報告をしたとき。
- 交付した書面(説明や報告)の写しを保存しなかったとき。

公表

公表の内容

- 勧告の内容、元請業者の氏名又は名称

※県は公表前に元請業者から意見を聞きます。

公表の対象

- 勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わないとき。

元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (5)

1 解体工事の元請業者の義務 (新規)

(1) 解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等 (改正条例第13条第1項~第3項)

解体工事の元請業者に対して、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を発注者に書面で説明及び報告をすること及び交付した書面の写しを保存すること (5年間) を義務付け

(2) 対象となる解体工事

解体工事のうち、建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事 (建物の解体：延床面積80m²以上、工作物の解体：請負金額500万円以上)

※上記規模未満の解体工事については努力義務

(3) 発注者への説明内容等

<工事開始前>

方法：解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの「発生見込量」、「予定処分先」、「予定処分方法」及び「処理費用」を記載した書面を交付し、説明を行う。

期日：工事を開始する日まで

<工事完了後>

方法：適正に処理した旨の書面を交付するとともに、「①産業廃棄物管理票 (マニフェスト) の写し」、「②電子マニフェスト」のいずれかを提示し、報告を行う。元請業者自らが処分を行った場合は「③マニフェストと同等の内容が記載された書面」を交付し、報告を行う。

期日：①②の場合は、産業廃棄物管理票又は電子マニフェストにより最終処分が終了した旨の報告を受けた日から15日以内。③の場合は、最終処分が完了した日から15日以内。

元請業者の責務等の追加 | 改正の概要 (6)

2 勧告及び公表 (新規、改正条例第14条)

元請業者が発注者に説明を行わなかった場合、虚偽の説明等をした場合、又は交付した書面の写しを保存しなかった場合の勧告規定及び勧告を受けた者が正当な理由なく引き続き条例の義務を果たさない場合の公表規定を設けた。

3 発注者の役割 (新規)

(1) 適正処理の確認 (改正条例第13条第4項)

解体工事の発注者に対して、元請業者から説明等を受けることにより当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めることとする規定を定めた。

(2) 不適正な処理が行われた場合の措置 (改正条例第13条第5項)

解体工事の発注者が、当該解体工事に伴い生じた産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに県に通報するよう努めることとする規定を定めた。

4 経過措置 (改正条例附則第2項)

「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等 (第13条及び第14条)」の規定は、改正条例の施行の日 (令和2年10月1日) より前に締結された契約に係る解体工事については適用されません。

元請業者の責務等の追加 | 改正条例の内容（1）

条例抜粋

（解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等）

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第三項第一号の解体工事であつて、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。）の元請業者（同法第二条第十項の元請業者をいう。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。）に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。

元請業者の責務等の追加 | 改正条例の内容（2）

条例抜粋

（解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等）

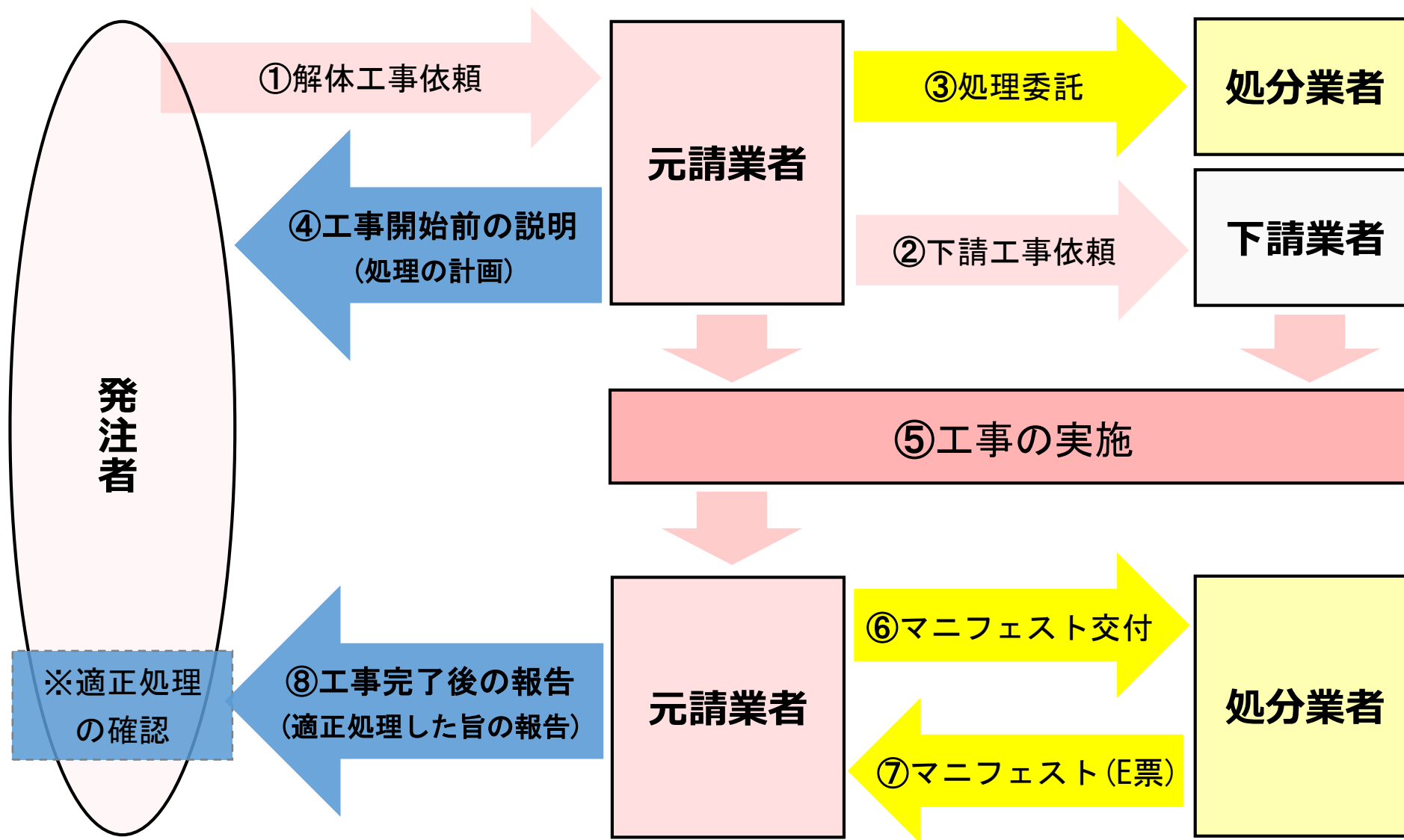
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。

附則抜粋

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る解体工事については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。

元請業者の責務等の追加 | フロー図 (イメージ)



※発注者が適正に処理されていないことを知ったときは、元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、その旨を速やかに知事に通報するよう努める。

元請業者の責務等の追加 | 工事開始前の説明に係る参考様式

参考様式（第13条関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する説明書

令和〇年 〇月 〇日

発注者 あて

住所
 氏名
 交付者 (法人にあっては、名称、代表者の氏名)
 電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第1項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物の処理について次のとおり説明します。

対象解体工事の名称		〇〇邸解体工事		対象解体工事の場所		津市〇〇番地	
産業廃棄物の種類ごとの発生量等							
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行う事業者	処分の場所	処分方法	処理に要する費用の額	
1	木くず	〇〇t	(株)〇〇興業	松阪市〇〇-〇〇	破砕	〇〇万円	
2	がれき類（コンクリートくず）	△△t	自社	津市△△番地	破砕	△△万円	
3	ガラスくず等（瓦）	□□t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破砕	□□万円	
4	ガラスくず等（石膏ボード）	××t	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破砕	××万円	
5	紙くず	◎◎t	自社	津市△△番地	焼却	◎◎万円	
6	燃え殻（番号5の自社焼却物）	▲t	▲▲(株)	名張市▲▲	管理型埋立	▲▲万円	
※実際に処理する産業廃棄物の種類を全て記載してください							

元請業者の責務等の追加 | 工事開始前の説明に係る参考様式

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名

確認年月日	発注者の署名又は記名押印
令和〇年 〇月 〇日	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: auto;">印</div>

(規格A4版)

備考

- 1 「産業廃棄物の種類ごとの発生量等」は、実際に処理する産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 2 「処理に要する費用の額」の欄は、処分費用と収集運搬費用の合計額を記載して下さい。
- 3 交付者は、本説明書について、説明を行った日から5年間保存してください。

様式はこちら ⇒



元請業者の責務等の追加 | 工事完了後の報告に係る参考様式

参考様式（第13条関係）

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する報告書

令和〇年 〇月 〇日

発注者 あて

住所
氏名
（法人にあっては、名称、代表者の氏名）
電話番号

交付者

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第2項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物を適正に処理した旨を次のとおり報告します。

対象解体工事の名称	〇〇邸解体工事	対象解体工事の場所	津市〇〇番地
産業廃棄物の適正な処理に関する報告の方法（規則第14条第2項）		※該当するものすべてについて、○で囲うこと	
第1号 最終処分終了の産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の写しの提示及び別紙1による方法			
第2号 最終処分終了の情報処理センターからの通知（電子マニフェスト）の提示及び別紙1による方法			
第3号 当該解体工事に伴う産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合、別紙1による方法			

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名

確認年月日	発注者の署名又は記名押印
令和〇年〇月〇日	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>

元請業者の責務等の追加 | 工事完了後の報告に係る参考様式

別紙 I

産業廃棄物の種類ごとの処分量等						
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行った事業者	処分の場所	処分方法	最終処分終了年月日
1	木くず	〇〇†	(株)〇〇興業	松阪市〇〇-〇〇	破碎	令和〇年〇月〇日～〇日
2	がれき類（コンクリートくず）	△△†	自社	津市△△番地	破碎	令和〇年〇月〇日～〇日
3	ガラスくず等（瓦）	□□†	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破碎	令和〇年〇月〇日
4	ガラスくず等（石膏ボード）	××†	(有)□□建設	鈴鹿市□□	破碎	令和〇年〇月〇日
5	紙くず	◎◎†	自社	津市△△番地	焼却	番号6のとおり
6	燃え殻（番号5の自社焼却物）	▲†	▲▲(株)	名張市▲▲	管理型埋立	令和〇年〇月〇日
※実際に処分した産業廃棄物の種類を全て記載してください						

(規格 A 4 版)

- 1 「産業廃棄物の種類ごとの処分量等」は、実際に処分した産業廃棄物の種類を全て記載してください。
- 2 最終処分終了年月日欄は、最終処分が複数日にわたる場合は、複数日記載してください。
- 3 交付者は、本報告書について、報告を行った日から5年間保存してください。